

麻しん・風しんについて

(風しんの追加的対策(経過措置)に係る予防接種用)

予防接種を受ける前に読んでください

(1) どんな病気でしょうか

【麻しん(はしか)】

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10~12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出はじめてから3~4日は38℃前後の熱とせき、鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりかけたかと思うと、また39~40℃の高熱となり、赤い発しんが全身に現れます。高熱は3~4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。合併症を引き起こすことがあり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻しん患者100人中、中耳炎は約7~9人、肺炎は約1~6人です。脳炎は約1,000人に1~2人の割合で発生がみられます。

また、亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という重い脳炎を発症することがあります。これは、麻しんにかかった者のうち約10万人に1~2人の割合で見られます。麻しん(はしか)にかかった人のうち、数百人に1人の割合で死亡することがあります。

【風しん】

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、2~3週間の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。そのほか、目が赤くなる(眼球結膜の充血)などの症状がみられることもあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、難聴などの障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

(2) ワクチン接種について

【接種対象者】

次の①②の両方の条件を満たす者

①1962年(昭和37年)4月2日から1979年(昭和54年)4月1日生まれの男性

②2024年度(令和6年度)末までに風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者

③MRワクチンの偏在が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認めた者

※ガンマグロブリン製剤の注射を受けたことがある方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。

(3) ワクチンの副反応について

副反応の主なものは、発熱と発疹です。これらの症状は接種後5~14日後に現れます。なお、接種直後から数日中に過敏症状と考えられる発熱、発疹、かゆみなどがでることもあります。

これまでの麻しんワクチン、風しんワクチンの副反応のデータから、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどの副反応が、まれに生じる可能性もあります。

(4) 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- 対象期間を過ぎて接種される場合は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）となります。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、又は保健所保健予防課へご相談ください。

(5) 接種できない人

- ① 発熱している人（一般的に 37.5℃以上の場合）
- ② 急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種を受けてアレルギー反応や異常な副反応を起こしたことがある人
- ④ 免疫機能に異常のある疾患を有する人及び免疫抑制をきたす治療を受けている人
- ⑤ 麻しん・風しん・おたふくかぜ・水ぼうそう・BCG等の予防接種を受けて27日間以上経過していない人。その他の予防接種を受けて6日間以上経過していない人
- ⑥ 医師が不適当な状態と認めた人

(6) 受けるにあたって

- ① 医療機関で必ず体温を測定し、診察を受けてから接種します。
- ② 予診票は接種してもらう医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。
- ③ 接種当日は、激しい運動はさけてください。
当日の入浴はかまいませんが、注射した部位をこすらないようにしてください。
- ④ 接種後27日間は、他の予防接種を受けられません。

※予防接種を受けたあと30分間は、医療機関で経過観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがあります。

※接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

<問い合わせ先>

福山市保健所 保健予防課

福山市三吉町南二丁目 11-22 ☎(084)928-1127